

令和6年5月の民法の改正による  
『【第4版】リアリスティック民法Ⅱ【物権】』の修正

令和6年5月、民法が改正され、離婚後も共同親権が選択可能になるといった改正がされました。養育費の履行確保に関する改正もされ、子の監護費用（養育費など）に一般の先取特権が付与されました。よって、『【第4版】リアリスティック民法Ⅱ【物権】』も修正が必要となります。以下の修正をお願いいたします。

なお、令和6年5月の民法改正の施行日は、令和8年4月1日であり、令和8年度から出題範囲になっています。

		修正前	修正後
民法Ⅱ【第4版】	P197 ／下から2行目	<u>4</u> 種類	<u>5</u> 種類
	P198 ／7行目	第 <u>4</u> 順位	第 <u>5</u> 順位
	P198 ／第2順位と第3順位の行の間	<u>追加</u>	※後記◆◆1◆◆を <u>追加</u>
	P198 ／表の左の列	第 <u>3</u> 順位	第 <u>4</u> 順位
	P198 ／表の左の列	第 <u>4</u> 順位	第 <u>5</u> 順位
	P203 ／1.の右の図	②雇用関係 ②葬式の費用	②雇用関係 ②子の監護の費用 ②葬式の費用

◆◆1◆◆

<p><b>第3順位</b> 子の監護 の費用</p>	<p>夫婦の婚姻中の婚姻費用の分担義務や離婚後の子の監護の義務などのうち、子の監護に要する費用として相当な額（月8万円）のことです（民法308条の2）。 ex. 養育費</p>	<p>養育費が支払われないことが社会問題になっているので、養育費の履行を確保するため、令和6年の改正で、先取特権で担保される債権とされました（P196②の趣旨）。</p>
-------------------------------------	--	---